

各区長様

三木市総合政策部
危機管理課長

「1次避難所・2次避難所の名称変更」の全戸回覧について
(ご依頼)

盛夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。



平素は、本市の防災行政に、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、「1次避難所・2次避難所」の名称を変更いたしました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、貴地区での全戸回覧にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 全戸回覧資料 別紙1「避難所の名称変更について」
- 2 変更日 令和5年4月から
- 3 変更点

変更前		変更後
1次避難所(自治会の集会所・公園) ※命を守るために逃げ込む場所		指定緊急避難場所
2次避難所(市公共施設) ※一定期間生活を行う場所		指定避難所

4 その他

- ・広報みき5月号、6月号に掲載しております。

5 問合せ先 三木市危機管理課

TEL : 0794-82-2000 (内線 2424、2423、3225)

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 1 日

各 区 長 様

三木市立総合隣保館長

「隣保館だより」の回覧について(依頼)

盛夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、隣保館事業の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「隣保館だより」の全戸回覧について、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送付物 隣保館だより 7月号
- 2 送付部数 回覧部数分
- 3 連絡先 三木市志染町吉田823
三木市立総合隣保館
Tel 82-8388 担当：澤田、橘田

隣保館だより

7月号 No.504

[発行・編集] 令和5年7月1日発行



三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です

時は1970年代。舞台は北海道。模範囚として6年刑期を終え、出所してきたばかりの不器用な男（勇作）が、偶然出会った若い男女とともに夕張の妻のもとへ向かう…。これは高倉健さん主演の日本映画「幸せの黄色いハンカチ」のストーリーです。映画では、出所した勇作が「もし待っていてくれるなら庭の竿の先に黄色いハンカチを結んでくれ。ハンカチがないときは、黙って夕張を去っていくから…」と妻に手紙を送ります。帰り着いた勇作の目に映ったものは、青空をバックにはためく何十枚もの黄色いハンカチでした。勇作の社会復帰を力強く応援するかのようなラストシーンに思わず目頭が熱くなったものです。



しかし、現実はどうでしょう。刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保の困難等、人権課題の一つに数えられています。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族や地域社会の理解と協力が必要です。

7月1日は「保護司の日」

「保護司」制度をご存じでしょうか。保護司は犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされています。保護司は民

間人として地域をよく知っているという特性を生かし、犯罪や非行をした人が社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行います。三木市においては現在24人、全国に約4万7,000人の保護司がおられます。

今年で73回目を迎える“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（社明運動）は、総理大臣を筆頭に毎年7月に全国的なキャンペーンが行われます。三木保護区でも市長をトップに、のぼり旗を立て、街頭で啓発活動に取り組みます。また、小・中・特別支援学校児童生徒に参加してもらって標語・作文を、高校生にエッセイの募集を行っています。



この運動を機に“生きづらさ”を抱える人、再出発を図ろうとする人を受け入れることのできる地域社会をつくり、犯罪や非行防止に向けた取組を市民みんなで協力して進めてまいりましょう。

ちなみに、犯罪のない明るい社会づくりに取り組む決意のしるしは、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」です。



次回8月号「人権の小窓」コーナーで、この春の叙勲で藍綬褒章を受章された保護司永塩昌子さんへのインタビューをお届けする予定です。

人権の小窓

(254)

令和5年7月

『多文化共生の未来を創ろう！
～外国につながる子どもたちとともに～』

「多文化」は身近なこと？

私は、2003年4月から9年間三木高校に勤務し、多くの外国につながる生徒たち（外国籍または日本籍でも外国にルーツをもつ生徒）と出会いました。現在「国際社会」「グローバル化」といわれて久しく、外国籍住民はずいぶん増加しています。みなさんはそんな「多文化社会」を実感なさっていますか？

三木市の外国籍住民

外国籍住民数とその割合		2022年6月	
	総人口（人）	外国籍人口	割合%
全国	124,930,000	2,961,969	2.37
兵庫県	5,409,642	119,509	2.21
三木市	75,200	2,206	2.93
加古川市	258,411	3,233	1.25

表で示したのは外国籍住民の人口とその割合です。全国、兵庫県、三木市の外国籍住民の割合を比較すると、三木市は2.93%で全国、兵庫県の割合より多いということがわかります。私が住む加古川市と比較すると、外国籍住民数は1,000人ほど多いですが、割合では三木市の半分以下です。三木市の外国籍住民の割合はずいぶん多いと言えますね。ここに表れる数字は外国籍人口ですから、外国人で日本国籍を取得した方、二重国籍で日本籍をもっている方などを含めると、「外国につながる人」はもっとたくさんおられるわけです。

ところで、みなさんの職場や地域に外国人の知り合いの方はおられますか？挨拶だけでなくお話されて、文化や価値観の違いを楽しんでおられますか？私が思うに、残念ながら日本社会は、外国人が見えにくく、本当の意味で出会えていないことが多いように思うのです。かかわることに不安を感じたり、世間のイメージで判断したりして、

山本 紀子

兵庫県在日外国人研究協議会事務局
元県立高校教員。

外国人生徒交流会、地域のマダン
研究集会等、研究実践を重ね、
『高等学校における外国につな
がる生徒支援ハンドブック』作



成委員として2021年3月発行。2019年から地域の日本語教室「にこにこ日本語教室」で、子どもたちの学習支援や教育相談に関わり、だれもが尊重される豊かな多文化共生社会になることを願って活動を続けている。

なかなか理解しあう関係作りに至っていない場合が多いと思います。これらは外国人だけでなく、障がいのある人、LGBTQ など性的少数者の人なども同様です。マイノリティの人たちを認め、互いに尊重する社会でないと、当事者はありのままで暮らすことが容易ではありません。存在を見えにくくしているのはマジョリティの意識ではないでしょうか。すぐそばに暮らす外国につながる人との共生はどうしたら実現するのでしょうか？

外国につながる子どもたちの現状と課題

私は多くの外国につながる子どもたちと出会い、子どもたちの思いを聴いてきました。顔の特徴や肌の色などの外見だけで判断されたり、仲間外れにされたりいじめを受けたり、国に帰れと言われたり、授業中に先生から自分の母国の悪口を言われて学校に行けなくなったり…。多様性を認めず、「同化」や「適応」を強いる日本人・日本社会は、異なるものを排除しがちです。外国につながる子どもたちの多くは、自分の本名や民族性を明らかにできず、自信をもてずに葛藤するという経験をしています。



兵庫県在日外国人高校生交流会



『高等学校における外国につながる生徒支援ハンドブック』

また、最近増えている日本語指導が必要な子どもたちは、一生懸命勉強しても授業を理解できず、学校生活や授業に困難を感じています。特に高校進学や社会的自立に大きな課題があります。まず入試があるために高校進学が容易ではありません。そして日本語指導が必要な高校生等の中退率は2019年9.6%から2022年5.5%に改善したものの、全高校生等に対する割合は依然として高いままです。今年度ようやく高等学校でも「特別の教育課程」による日本語指導の導入が可能になりました。県内の高校での早期実施が期待されるようですが、具体的にはこれからの検討になるようです。

国籍やルーツに関係なく誰もがありのまま尊重され、SDGsの教育の理念である「誰一人として取り残さない」、すべての子どもに公平で質の高い教育を提供することが求められています。

多文化の子どもたちの「強み」とは

そもそも、外国につながる子どもたちが存在することは、学校や地域にとって多文化共生そのものの、豊かですてきなことのはずです。学校や地域で、ともすれば一方的に支援が必要なマイナスの存在であるという捉え方に傾きがちですが、それは違います。子どもたちは多様な言語能力や異なる文化、価値観をもつという「強み」をもっています。多様性が求められる現代において、私たちに新たな視点を与えてくれるプラスの存在なのです。たとえば、私を多文化の道へ導いてくれたのはかつて担任した韓国籍生徒です。外国人生徒交流会、朝鮮学校の見学やチャンゴ教室と一緒に参加し、朝鮮文化や歴史を学び、多くの出会い・気づきを得ました。彼女との出会いが



なかよし加古川マダン
日本語教室の子どもたち

きっかけで在日外国人教育、さまざまな人権問題にかかわるようになり、今に続いているのです。そして私は競争や効率のように数値化できない多様性を学ぶ中にこそ、豊かな体験が生まれると確信するに至りました。

また、私は退職後に始めた「日本語教室」のボランティア活動の中で、来日間もない子どもたちと学習しています。そこではブラジル、ペルー、フィリピン、ベトナムなどの多文化の子どもたちや保護者からいろんなことを教えてもらっています。来日した事情、母国の地理や文化、音楽や踊り、趣味や将来の夢など…。ひとりひとりが日本や世界で夢の実現を達成できるよう、ともに豊かで幸せな未来を創っていきたく願っています。

「多様性・多文化」が日本の変革・豊かさのきっかけに

かつて話題になった「マスク警察」という言葉に象徴されるように、日本社会は横並びで同じ思考・行動を強いる傾向が強く、思考停止に陥りやすいと言われます。子どもや若者の自殺や不登校、ひきこもりは年々増加していますし、少子高齢化・深刻な労働力不足も続いています。女性や弱者が声をあげにくいタテ社会の人間関係は容易に変わらず、人権施策の遅れも課題となっています。私は外国につながる子どもや大人との関わりの中で、それらを変えていくひとつの糸口が「多様性」にあると考えるようになりました。立場の異なる人、マイノリティの人たちに出会い、それぞれの意見や思いを交わす中で、新しい考え方や生活様式の変化が生まれていくのだと考えます。摩擦を生じることもあるでしょうが、「エンパシー（他人の感情や経験などを理解する能力）」が高まる社会って素敵ですよ。

みなさんのすぐそばで暮らし、働いている外国人の方がいます。是非出会って、話をしてみてください。新しい発見や感動があると思います。日本は、そしてもちろん三木市は、多くの国籍の人たちが住む多文化社会です。豊かに生きる未来をともに創っていきましょう。



隣保館カレンダー 7月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土	きらきら教室 (13:00~) 茶道教室 (9:00~)	17	月	海の日
2	日		18	火	経営・職業相談 (10:00~)
3	月		19	水	
4	火	経営・職業相談 (10:00~)	20	木	
5	水		21	金	経営・職業相談 (10:00~)
6	木		22	土	東人教大会 (12:30~文化会館ほか)
7	金	経営・職業相談 (10:00~)	23	日	
8	土		24	月	エアロビクス講座 (14:30~15:30)
9	日		25	火	経営・職業相談 (10:00~)
10	月	エアロビクス講座 (14:30~15:30)	26	水	
11	火	経営・職業相談 (10:00~)	27	木	手芸サークル (13:30~)
12	水		28	金	経営・職業相談 (10:00~)
13	木	手芸サークル (13:30~)	29	土	茶道教室 (9:00~ 13:00~)
14	金	経営・職業相談 (10:00~)			みっきい夏まつり (16:00~県立三木総合防災公園)
15	土	茶道教室 (13:00~)	30	日	
16	日		31	月	

ふるさとに生きる

= みんなでつくる人権尊重のまち =

令和5年度啓発資料「ふるさとに生きる」vol.33を作成しました。

同和問題、平和と人権、外国人の人権、子どもの人権など、さまざまな課題について、地域や学校、家庭で取り上げて話し合うことができる内容です。住民学習でぜひご活用ください。



目次

人づくり(ふるさとへの想い).....1~2
 部落差別の解消をめざして.....3~4
 子どもと人権.....5~6
 世界平和.....7~8
 外国人と人権.....9~10
 小中学校の取組.....11~12
 人権啓発DVD紹介.....13
 ワークシート.....14

市民じんけんの集い

8月20日(日)13:15開会
三木市文化会館 大ホール

《第1部》オープニングセレモニー

- ★三木高校吹奏楽部
- ★「差別をなくする輪をひろげよう」
市民運動入賞者表彰・作文朗読



《第2部》講演&トーク「人から人へ」~戦争のない世界を~



講師 近藤 紘子さん
 インタビュアー-大学生・高校生
 ファシリテーター-井上 直樹さん

同時開催 14:00~文化会館小ホール
子どもから大人まで楽しめる映画会
 主催 三木市人権・同和教育協議会

(公 印 省 略)
三 人 第 6 8 号
令 和 5 年 7 月 1 日

各区長 様

三木市市民生活部長

「子どもいじめ防止センターだより」の回覧について（依頼）

猛暑の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、地域のまちづくり活動の推進について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり「子どもいじめ防止センターだより30号」をお届けいたします。

つきましては、子どもや保護者だけでなく、地域の皆様に子どものいじめ防止への理解を深めていただくために、誠に恐縮に存じますが、貴地区での「子どもいじめ防止センターだより」の回覧をお願い申し上げます。

記

- 1 送付物 「子どもいじめ防止センターだより 30号」
- 2 お届けの枚数 各地区の回覧枚数

【担当課】市民生活部 人権推進課
子どもいじめ防止センター
☎：82-8110 （三木市教育センター内）

ハートフル

三木市子どもいじめ防止センターだより
～きこえる いっしょに考えよう～

30号

令和5年7月発行

知っておこう「いじめ防止法」！

皆さんは、「いじめ防止対策推進法」(「いじめ防止法」)について知っていますか？
いじめ問題に対して社会全体で取り組み、適切に対処していくための基本的な考え方やしくみを定めた法律です。

この法律は、平成25(2013)年につくられました。同じ年、三木市でも、子どもたちが安心して生活し成長していけるまちづくりをめざして、「三木市子どものいじめ防止に関する条例」がつくられています。

この法律ができるきっかけとなったのは、滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自ら命を絶った事件です。いじめが子どもの命をうばいかねないこと、さらに学校だけでは解決が困難であることなど、いじめが深刻な社会問題として広く認識され、法律が整備されることになったのです。

法律では、いじめに苦しむ児童生徒が支援の対象からこぼれてしまわないよう、いじめの定義を被害者の立場から広い範囲で捉えています。(詳しくは次のページ)

さらに、いじめが疑われる自死や長期欠席を「重大事態」と位置づけています。

また、国、県や市、学校には、いじめ防止等のための基本方針をつくることや、いじめ対策の組織を置くことを義務づけ、全ての教育活動で取り組むことや適切に対応することを求めています。

一方、子どもには、いじめを行ってはならないと定めています。保護者には、子どもがいじめを行うことのないような指導や、学校の取組への協力に努めること、また子どもをいじめから保護することを求めています。

民間団体(※)の調査によれば、「いじめ防止法を知らない」と答えた小中高生の割合は64.3%、「知っているけど内容が分からない」と答えた割合は25.7%でした。

まずは大人がいじめ防止法について知識や理解を深め、子どもたちに伝えるとともに、法律に基づいた取組をさらに進めていきたいものです。

※ NPO法人プロテクトチルドレンが昨年1～2月に実施し、約3万人の小中高生が回答。



いじめをどう防ぐ？ こどもをどう守る？

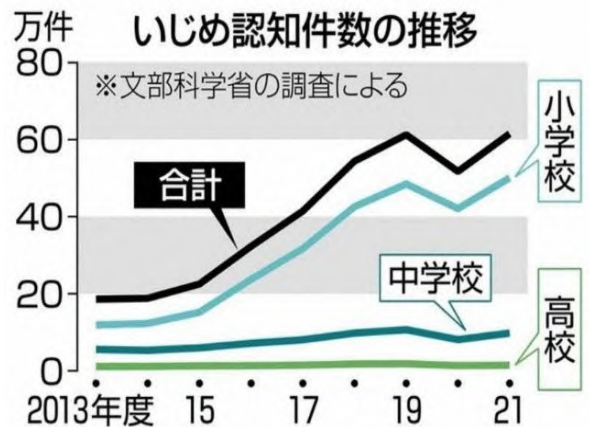
三木市いじめ対策専門委員
弁護士

そが さとし
曾我 智史

「いじめ防止法」の施行から 10 年

今年、いじめ防止対策推進法（「いじめ防止法」）の施行からちょうど 10 年を迎えました。この間、日本各地で、いじめの重大事態を調査する「第三者委員会」が立ち上がり、数々のいじめ調査が実施されてきました。このいじめ調査は、「もういじめで苦しむ子どもたちを生み出すことはあってはならない！」という強い思いや願いのもとで実施されます。

しかし、いじめの認知件数は、コロナの影響下を除き増え続けています。いじめに苦しみ、不登校になったり、不幸にも自死を選択したりする子どもが後を絶たないという現状については、改善のきざしは見えません。



(資料:西日本新聞 WEB より)

「いじめの定義」を再確認しよう

いじめ防止法は、①いじめを未然防止し、②いじめを早期に発見して速やかに対応し、③いじめで苦しむ子どもの心身を救うという法律です。その基本となる考え方は、法律上の「いじめの定義」に現れています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

➡ 下線の「児童等」とは、学校に在籍している児童又は生徒をいいます。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、アフタースクール、塾やスポーツクラブなどでの関わりがそれに当たります。「心理的又は物理的影響を与える行為」とは、インターネット上での行為も含めて、冷やかしゃからかい、いじり、悪口や脅し、無視や仲間はずれ、嫌なことや恥ずかしいことをされる・言われる、ぶつかる、たたく・ける・物やお金を隠す・盗むなどの行為です。そして、これらの中には「犯罪行為」として取り扱うべきと認められるものがあります。

今一度、この「いじめの定義」を確認する必要があります。ちょっと複雑な定義ですが、客観的に特定できる行為（心理的又は物理的影響を与える行為）があって、その行為によって、その行為をされた子どもが「心身の苦痛」を感じていれば、その行為は「いじめ」であると考えられることになります。

ポイントは、相手が「心身の苦痛」を感じたか否かです。何らかの行為をされて、「いやだな」「しんどいな」と思うことがあれば、いじめられていることになるのです。



“こどもの心の声”に寄り添う学校が求められている

この「いじめの定義」は、何らかの行為をされたこどもの精神世界において、「いやだな」「しんどいな」と感じたら、それを「いじめ」という言葉で捉えるということを意味しています。そもそもいじめは、それをされた被害者の主観的な世界に基礎をもつ現象であるとの指摘もあるほどで、現代の学校は、こどものしんどさや苦しみにしっかりと寄り添うことが求められていると言いかえることができます。

この10年で、学校現場は、どのように変わったでしょうか。教員の多忙化が叫ばれ、教育の現場からは、子どもたちにきめ細やかに対応したくても、時間が十分にとれないという声が聞こえてきそうです。しかし、「いじめ防止法」の考え方に忠実になるならば、学校は、こどものしんどい気持ちに寄り添える体制を整えなければなりません。

県や市町、保護者、地域の役割は…

実は、これは学校だけでは対応できません。県や市町、保護者、地域を含めて、「『こどものしんどい』に応える」ために、私たち大人が「いじめの定義」をきちんと理解し、しんどい思いをしている子どもを見つけ、こどもの視点に立ってみんなでサポートやケアをするという態勢や環境づくりが求められます。

もしも、子どもがいじめ行為をしたのであれば、そのことを認め、相手に心から謝ることが大切です。謝罪は成長のチャンスでもあります。保護者にも、いじめとなる行為に及んでしまったこどもの過ちをきちんと認める姿勢が求められます。きちんと認め謝ることが、いじめられたこどものしんどさに寄り添うことになるからです。



このようにして、みんなで、しんどい思いをしている子どもに寄り添うようになれば、学校がもっと共感と優しさに満ちあふれた場所となり、いじめを生まないような学校、子どもたちがお互いに守られる学校になるのです。

<小中学生の皆さんへ>

いじめられたと感じたら、学校の先生や保護者に SOS を出してください。SOS を出すことは「権利」です。決して恥ずかしいことではないのです。学校の先生や保護者は、みんなで知恵を出し合って解決しようとして必死になって動いてくれるはずです。いじめを受けた時に、しんどくなって学校に行きたくなくなるのは、普通感覚です。誰もあなたを責めることなどありません。

また、あなたがいじめられていなくても、誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたら、黙っておかずに行動を起こしましょう。どんな理由があろうとも、いじめはよくないよと発言したり発信したりすることが、いじめられている人を救うことになるのです。

〈曾我 智史さんのプロフィール〉

2006年弁護士登録。2020年社会福祉士登録。尼崎駅前法律事務所主宰。いじめ、虐待、体罰、少年非行の問題に取り組む。専門は、こども法と労働法。加古川、神戸、宝塚、岡山、山口、大阪、西脇等でいじめ調査委員会の委員を歴任。現在、三木市子どもいじめ対策専門委員、大阪市児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員長代理。



“子どもの権利”について学ぼう

今年4月の「子ども家庭庁」の発足や「子ども基本法」の施行で、子どもの権利が注目されています。いじめや差別、体罰や虐待などから子どもたちを守るためには、全ての人が子どもの権利について理解を深め、身近なところから取組を始めることが必要です。

そこで、小学生から大人まで、子どもの人権について学んで使える本を紹介します。それは、『きみがきみらしく生きるための子どもの権利』という本です。「子どもの権利条約」の内容がイラスト入りでわかりやすく解説され、困ったときの相談情報や子どもの権利のための様々な取組なども紹介されています。



『きみがきみらしく生きるための子どもの権利』
監修：甲斐田万智子
絵：林ユミ
発行：KADOKAWA

これっていじめ!?
そんなとき…
ひとりでなやまないで
そうだんしてね!



三木市子どもいじめ防止センター

電話: 0794-82-8110

相談日 月曜日～金曜日

ijime_boshicenter@city.miki.lg.jp

